

# 第50回

# 三重県屋外広告物審議会

# 議事録

日時：令和8年1月27日(火) 14:00-14:45

場所：三重県庁講堂棟 131, 132会議室

## 第50回 三重県屋外広告物審議会

### 1 開会、閉会の日時及び開催場所

日時：令和8年1月27日(火) 14:00-14:45

場所：三重県庁講堂棟131, 132会議室(津市広明町13番地)

### 2 出席した委員の氏名

近藤 早映 委員(東京大学先端科学技術研究センター地域社会システム工学

分野 准教授

三重大学大学院工学研究科建築学科専攻 准教授)

佐脇 美奈子 委員(三重県立津西高等学校 教諭)

鈴原 美恵子 委員(Lighthouse Planning 二級建築士)

松本 くみ子 委員(津商工会議所女性会 副会長)

草深 寿雄 委員(津市都市計画部長)

増田 浩士 委員(三重交通株式会社 バス営業部長(乗合))

岡本 晋輔 委員(近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 運輸部  
営業課長)

堀木 俊男 委員(三重県テントシート工業組合 相談役)

中西 玉美 委員(三重県屋外広告美術協同組合 理事長)

#### 【委員代理】

小林 英興 委員代理(大吉 雄人 委員の代理)

(三重河川国道事務所 道路管理第一課長)

久保 裕一 委員代理(島田 素明 委員の代理)

(三重県警察本部 生活安全部 生活環境課長)

欠席なし

計11名

### 3 会長選出

前会長の松浦委員が退任したため、三重県屋外広告物審議会規則第4条第2項により、委員が会長の互選を行った。

互選の結果、会長は、東京大学先端科学技術研究センター地域社会システム工学分野准教授及び三重大学大学院工学研究科建築学科専攻准教授である、近藤 早映委員に決定した。

#### 4 議事の概要

##### 【審議事項】

三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の指定及び第6号の規定による区域の指定の変更（県道鈴鹿環状線（磯山バイパス）：鈴鹿市）

・パブリックコメント募集を、1ヵ月行ったとの説明だが、1ヵ月というのは標準の期間なのか。

→パブリックコメント募集は、県のパブリックコメントに係る要綱（県民等の意見を行政に反映させる手続きに関する指針及び運用方針（文書・情報公開課））に基づき行っている。この要綱において最低30日以上と規定されているため、当該案件についてもその期間の募集を行った。なお、この30日が県のパブリックコメント募集の一般的な期間となっている。

##### 【報告事項】

三重県屋外広告物条例11条第3項の規定による報告に係る屋外広告物（掲出物件）自己点検結果報告書の見直しについて

・例えば、廃業した店舗などの看板が残っているケースなどもあると思うが、県はそのような看板を把握しているのか。

また、そのような場合、看板はどの程度の期間点検されていないのか。そのような状況を、県は把握しているのか。

→1点目について、廃業した事業者の看板が放置された場合、看板の設置の許可は、1年から3年までの期間があるので、その許可期間が過ぎた場合は、無許可の看板となる。許可を受けていない看板は速やかに撤去していただく必要があり、以前の許可申請者の情報をもとに、撤去していただくよう要請又は指導している。

2点目について、廃業して看板が放置されたままの場合は、点検は行われていないとみられる。

・要請や指導をして、その是正はいつまでにしてもらうのか。是正の期間はどれくらいなのか。

→指導は、その地域を管轄する市町や建設事務所により行われるが、相手方の事業

者によりケースバイケースである。また、廃業して申請者が不明となるケースのもあるので、そのような場合には、住民票や登記簿により土地所有者などを調査して、話を進めていたりする。一概に、一定の期間内に是正されるという訳ではなく、少しづつ進捗させるもの。

(後で補足) 県の9建設事務所が所管する範囲で、違反する屋外広告物は令和6年度末に482件。なお、平成30年度末に856件あったものが、6年でほぼ半減(44%減)となっている。

・県内の違反屋外広告物の件数として482件、この6年間で半減されたというのは、違法の是正に大変熱心に取り組まれた結果だと思うが、この違反屋外広告物が482件というのは、全国的な状況と比較して、多いのかあるいは少ないのか、この場でなくて構わないのでまた教えていただきたい。

#### (その他意見)

今回の自己点検結果報告書の見直しについて、報告書を書く側として、これまでの様式があまりに簡素であり、点検結果を表記しにくいという課題があったため、この様式を改正してほしいと要望していた。やっとこのような形で新様式に移行していただけるということで、ありがたいと思っている。全国的にも新様式に近い形に移行してきている状況であり、各自治体によって若干の差異はあるが、やはり(点検結果を)詳細に書けるようになってきている。改正に係る情報は、昨年2月のものであるが、例えば令和7年4月から東京都が改正しており、ほかに大きな自治体では、大阪市、北海道、西宮市などでも改正されている。